

学校法人片柳学園公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、学校法人片柳学園（以下「本法人」という。）における公益通報の処理体制を整備し、通報者の保護を図るとともに法令違反行為等の早期発見及び是正措置を講じることをもって、本法人の社会的信頼及び健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 公益通報とは、通報者が本法人の業務に関して法令違反行為等が発生し、又はまさに生じようとしている旨を本法人の定める公益通報窓口に通報・相談（以下「通報等」という。）することをいう。
- (2) 通報対象事実とは、公益通報者保護法第2条第3項又は本法人の寄附行為及び本法人が定める諸規程に違反する事実をいう。
- (3) 教職員とは、本法人と雇用関係を有する教員及び職員（嘱託、パートタイマー等含む）をいう。
- (4) 派遣労働者等とは、本法人に派遣されている派遣労働者並びに請負契約その他の契約に基づき、本法人においてその業務に従事する取引先の労働者及び役員をいう。
- (5) 学生等とは、本法人が設置する学校の学生、科目等履修生及び研究生をいう。
- (6) 役員とは、本法人の理事及び監事をいう。

(公益通報者)

第3条 公益通報を行うことができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 教職員（嘱託、パートタイマー等含む）
- (2) 派遣労働者等
- (3) 学生等
- (4) 役員
- (5) 退職後1年以内の教職員（嘱託、パートタイマー等含む）、派遣及び請負等契約満了後1年以内の者

(不正目的通報の禁止)

第4条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他不正を目的とした通報を行ってはならない。

2. 前項による通報等は、本規程の対象としない。

(他の規程との関係)

第5条 次の各号に掲げる規程に関する通報については、当該規程により対応する。

- (1) 学校法人片柳学園リスク管理基本規程
- (2) 学校法人片柳学園コンプライアンス推進規程
- (3) 学校法人片柳学園ハラスメントの防止等に関する規程
- (4) 学校法人片柳学園における個人情報の保護に関する規程
- (5) 東京工科大学における研究費の不正使用及び研究活動に係わる不正行為の防止に関する規程

(通報対応体制及び通報対応業務責任者)

第6条 本法人は、公益通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括する。

2. 通報対応業務責任者（以下「責任者」という。）は、内部監査室長とする。ただし、内部監査室が被通報事実の密接な関係者であることが明らかになった場合、理事長は、当該事案について別の者を責任者として指名するものとする。

(通報等の受付窓口)

第7条 本法人は、通報等に対応するため、内部監査室内に学内の受付窓口及び本法人が指定する学外の受付窓口（以下「学外窓口」という。）を置く。

2. 受付窓口において、役員に関係する又は関係すると思われる通報対象事実にかかわる通報等を受け付けた場合は、第9条第1項にかかわらず監事に報告する。

(通報等の方法)

第8条 通報等は、原則として氏名、所属先及び連絡先を記入のうえ、電子メール又は文書により行うことができる。

2. 前項による通報等を受け付けたときに、通報本人を特定する情報を秘匿することができる。

(通報等処理の指示)

第9条 学内の受付窓口が通報等を受け付けた場合、責任者は速やかに当該通報を理事長に報告しなければならない。

2. 学外窓口が通報等を受け付けた場合、学外窓口の担当者は、速やかに当該通報を理事長及び責任者に周知しなければならない。
3. 理事長に報告後、責任者は通報者に通報等を受け付けた旨を速やかに通知する。ただし、当該通報者が通知を望まない場合は、この限りでない。

(予備調査)

第10条 理事長は、通報等された法令違反行為等に係わる事実関係についての調査を実施するか否かの検討を行うために予備調査を行う。

2. 理事長は、責任者に対し、予備調査に必要な範囲で通報対象事実の確認、証拠書類の確保等のため、書類調査、実地調査及び事情聴取等の適切な方法による予備調査の開始を指示する。この場合において、責任者は、通報者等の秘密、信用、名誉及びプライバシーに配慮しながら、関連部署の協力を求めることができる。
3. 責任者は、予備調査に関する結果を速やかに理事長に報告する。
4. 理事長報告後、責任者は通報者に予備調査の要否について通知する。ただし、当該通報者が通知を望まない場合は、この限りでない。

(調査委員会)

第11条 理事長は予備調査の結果を踏まえ、当該通報対象事実に関する調査を開始するか否かを判断し、調査に必要性を認めた場合は、公益通報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、通報対象事実と直接の利害関係を有しない役員及び教職員のうちから委員を指名して、調査委員会に調査を開始させる。

2. 理事長は、調査委員会を設置するにあたり、通報に関する処理を統括するために、理事の中から、通報処理統括責任者を指名する。
3. 調査委員会は次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 通報処理統括責任者 1名
 - (2) 通報対応業務責任者 1名
 - (3) 本法人の本部長及び局・部長 3名以内
 - (4) その他理事長が必要と認める本法人の教職員又は学外有識者 3名以内
4. 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

5. 調査委員会の事務は、内部監査室が所管する。

(調査委員会による調査)

第12条 調査委員会は、第10条に規定する予備調査を検証するとともに、調査を実施し、委員長は、調査に関する進捗状況及びその調査結果を速やかに理事長に報告する。

2. 前項の調査結果の報告内容は、次の事項とする。

- (1) 法令違反行為等、不正の事実
- (2) 法令違反行為等の認定
- (3) 法令違反行為等の原因分析及び再発防止策
- (4) その他必要事項

(公益通報対応業務及び従事者)

第13条 責任者は、通報等を受け付けて、通報対象事実の調査をし、是正に必要な措置をとる等の業務（以下「公益通報対応業務」という。）に従事する者で、かつ当該業務に関して通報者を特定させる事項を伝達させる者を従事者として定める。

2. 前項に基づき従事者を定めた場合、責任者は、当該従事者に対して、書面等により従事者として指定した旨及び守秘義務に関する責任その他必要事項を通知する。

(利益相反の排除)

第14条 本法人は公益対応業務について内部監査室、調査委員会その他従事者及び通報対象事実に関係する者を関与させてはならない。

(従事者等の遵守事項)

第15条 従事者又は従事者であった者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 調査対象者及び第三者の権利又は正当な利益を侵害してはならない。
- (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えてはならない。
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施しなければならない。
- (4) 職務上知り得た事実及び通報者を特定させる情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を離れた場合も同様とする。

(通報者の保護)

第16条 本法人は、教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対する解雇、

労働者派遣契約の解除、減給、降格その他の不利益な扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって通報等を行った場合は、この限りでない。

2. 教職員等は、通報等を行った者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。
3. 教職員等は、他の教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、不利益な取扱いや嫌がらせを行ってはならない。
4. 本法人は、教職員等が通報等を行ったことを理由として、当該通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な処理を講じなければならない。

(調査協力義務)

第 17 条 教職員及び役員は、内部監査室及び調査委員会からの調査の協力を求められた場合は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

2. 第 1 項により調査の協力を求められた教職員及び役員は、調査を受けた内容その他調査によって知り得た情報を第三者に開示してはならない。

(是正措置・通知等)

第 18 条 委員長は、調査を開始した後、適宜その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、直ちにその結果を理事長に報告しなければならない。

2. 理事長は、調査結果により法令違反行為等の存在が明らかになった場合は、再発防止措置を講じなければならない。
3. 責任者は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報者に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、その措置内容を通知する。ただし、当該通報者が通知を望まない場合は、この限りでない。

(懲戒処分等)

第 19 条 理事長は、法令違反行為等の存在が明らかになった場合、不正に関与した者に対し、本法人の就業規則等に基づき、懲戒処分等を行う。

2. 法令違反に関与していた教職員及び役員等が、調査委員会が調査を開始する前に、自ら通報、申告を行った場合は、当該教職員及び役員の懲戒処分等の程度を軽減することがある。

(事後確認)

第 20 条 責任者は、是正措置及び再発防止措置の実施後、次に掲げる事項を適宜確認し、その

結果を理事長に報告しなければならない。

(1) 公益通報処理の手続等に問題がないこと。

(2) 法令違反行為等の再発のおそれのないこと。

(3) 是正措置及び再発防止策が機能していること。

(4) 通報者に対し、通報等を行ったことを理由とする不利益な取扱いが行われていないこと。

2. 責任者は、前項第3号の確認の結果、是正措置又は再発防止策が機能していないときは、改めて是正に必要な措置をとらなければならない。

(記録の保管等)

第21条 本法人は、内部公益通報への対応に関する記録を作成し、10年間保存する。

2. 本法人は、内部公益通報体制の定期的な評価・点検を実施し、必要に応じて改善を行う。

3. 通報受付窓口寄せられた内部公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉及又はプライバシー等の保護に支障がない範囲において、教職員及び役員に報告するものとする。

(教育等)

第22条 本法人は、公益通報の仕組み及び法令遵守の重要性について、教職員等に教育・研修を実施し、周知に努めなければならない。

(関係法令の適用)

第23条 本法人における通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、公益通報者保護法その他関係法令の定めるところによる。

(所管)

第24条 この規程に関する所管は、内部監査室とする。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、常勤理事・評議員会が行う。

附 則

1. この公益通報に関する規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1. この公益通報に関する規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この公益通報に関する規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1. この公益通報に関する規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。